

## 大巖寺宝物殿ニュース 第24号

当山『日鑑』にみられるトピックから(2)

大巖寺住職 長谷川 匡俊

今回は、明和五年（一七六八）八月から九月にかけて末寺で起こった不可解な事件の顛末を手短かに紹介してみよう。当該寺院は、大巖寺の末寺の中では格式の高い上総国望陀郡久留里の正源寺であって、住職は事件の七か月ほど前の二月に末寺安国寺から移転住職を拝命している。ちなみに当寺は朱印二十石、塔頭三院、末寺八カ寺を有していた。

さて、同年の『日鑑』九月十七日条によれば、正源寺の末寺並びに檀方代表が、同寺住職の書状を携えて本山（大巖寺）に来参した。用件はというと、正源寺が所在する久留里藩黒田大和守（譜代三万石）の領分境の「分杭」に「落書張付」があるとの嫌疑で寺社奉行に呼び出され、城内に「止宿」を命じられているという（「委細は別記」のこと）。

住職の書状のほか、寺社奉行からの書状が『日鑑』に次のように掲載されている。

一筆致啓上候、然者当所正源寺先住共怪敷宗

門之様領分境分杭ニ落書認結付置候ニ付、当住顔譽僧相尋申候処、以之外之申懸之由之申候、前度年々宗門改も致候儀、全之申掛と相聞候得共、大切之儀ニ付尋候趣江戸表江申遣候、仍而大和守より沙汰有之間、正源寺並塔頭蓮乗院城内ニ止宿為申候、此段可得御意以飛脚申述候、恐惶謹言、

九月十八日 新井三郎右衛門忠兵衛（花押）  
（七カ）

戸村新藏久莫  
（花押）

生実大巖寺

御役者中

久留里藩寺社奉行所からの右の問い合わせに対する本山としての返答が『日鑑』十八日条にみえる。それによれば、このような「無実之申懸強言語」によつて、住職を江戸表の支持があるまで城内に留め置くというのはあまりにも理不尽である。住職は「大切之職分有之身分」なので早々に帰寺させるべきだと抗議している。

また、これに続く、正源寺が本山にあてた文書によれば、城内止宿を命じられたのは八月二十四日からであることが知られるとともに、住職顔譽円山は、このような措置は「不慮之至以之外之事」だとし、次のように記している。そもそも住職は、「第一御朱印、第二火之元、第三末寺塔頭眷属等

儀支配之有身分」ゆえ、たとえ役人方がいろいろと申されるとしても、正源寺住職を任せられている以上、「不怪身分如何様之事有之共逃走」するなどということはありえない。しかるに、寺を空け、城内に止宿しているようでは、「自分職分忘亀忽之至」りで、「大切之御朱印を差置他宿不心得」というべきである。よつてその理由を申し立て、「此節別而火之元等も無心元候間、早々帰寺可有之候」と、本山役者宛てに十九日付で発信している。

かくして、本山からの藩側に対する強い要請の結果、十九日になると、寺社奉行所は「本山より早々帰寺御朱印守護之儀申来候」ゆえ、正源寺に對して、「御勝手次第御帰寺候之趣」を申達し、併せて本山へもその旨の知らせがあつて、本件はひとまず落着いたのである。將軍家所縁の御朱印地であり、檀林として地方本山の格式をそなえた大巖寺の威光を感じさせる事件の顛末であつた。この後、二十三日条には「落書之一件ニ付其寺門前喜平治親子三人之者共入牢被仰渡」ることが浮上するが、城主の裁量により幕府への届出は延引するよう取り計らわれた模様である。なお、その後の『日鑑』の記事には、正源寺の「御朱印」改めに関する事項が散見されるが、いずれも「別記」とあつて詳細は不明である。

|                         |               |        |
|-------------------------|---------------|--------|
| 電 話                     | 住 所           | 発行所    |
| 0 4 3 ( 2 6 1 ) 2 9 1 7 | 千葉市中央区大巖寺町一八〇 | 大巖寺文化苑 |